

令和4年度から空き家対策の窓口が変わります

空き家に関する各種相談のほか、老朽危険空き家の除却支援に関することなどは、市民部生活環境課でお受けしていましたが、4月1日から建設経済部都市整備課が窓口となります。

これは、増加する空き家の問題に対して、できるだけ分かりやすい体制で取り組みを効果的かつ効率的に進めていくための組織機構の見直しです。

なお、空き家の利活用、空き家バンクに関することは、引き続き総務部政策課が担当しますので、お間違いのないようよろしくお願いいたします。

【問】空き家に関する各種相談・老朽危険空き家の除却支援に関すること
都市整備課 ☎(087)894-1117 (3月31日までは生活環境課)
空き家の利活用・空き家バンクに関すること
政策課 ☎(087)894-1112

自慢の商品を全国にPRしませんか? ふるさと納税の返礼品を募集中!

さぬき市へ寄附をいただいた全国の寄附者の方へ感謝の意味を込めて、商品や体験サービス等の返礼品をお届けしています。

そこで、本市の地元特産品のPRと販路拡大による地場産業の活性化を図るため、返礼品を随時募集しています。

※詳細は、「さぬき市まちづくり寄附返礼品提供事業者募集要領」をご確認いただき、下記までお問い合わせください。



詳しくはこちらから→

事業者のメリット

- 1 自社の商品を、ふるさと納税の大手ポータルサイトに掲載することで、全国にPRできます。
- 2 ポータルサイト掲載手数料・商品送料・販売手数料の負担はありません。
- 3 返礼品発送時に自社商品等のチラシ等を同封することで、販売促進につながります。
- 4 返礼品の選定や、必要書類の作成は、全面的にサポートします。

【問・申】総務課 ☎(087)894-1111

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

2月中に送付した「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書」の提出期限は令和4年3月31日(木)までです。対象の方で、まだ提出していない方は、お早めにご提出ください。

また、以下の対象世帯は申請が必要です。

■ 対象世帯

- ①令和3年12月10日時点で、市内に住居登録があり、世帯全員の令和3年度住民税均等割が非課税の世帯で、世帯員に令和3年1月2日以降に転入した方がいる世帯
- ②新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税均等割額が非課税の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

※①、②いずれも、住民税均等割が課税されている者の扶養者のみからなる世帯は除きます。

■ 支給額

1世帯あたり10万円

■ 手続き方法

①、②ともに申請が必要です。
申請書に必要事項を記入し、添付書類を添えて福祉総務課までご提出ください。

■ 申請期限

令和4年9月30日まで

■ 申請書配布場所

市ホームページ、福祉総務課(寒川庁舎3階)、生活環境課(本庁舎1階)

【問・申】福祉総務課 臨時特別給付金係 ☎(0879)26-9930